

神奈川県建築基準法施行細則の一部を改正する規則の概要

1 改正の趣旨

平成 29 年 6 月 14 日に都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成 29 年政令第 156 号）が公布され、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）の一部が改正された。これに伴い、令第 136 条第 3 項の表（い）欄の地域に新たに「田園住居地域」が追加されたこと等から、神奈川県建築基準法施行細則（以下「細則」という。）の一部を改正する。

2 改正内容

（1）総合設計制度を適用する場合の敷地面積の規模について

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 59 条の 2 第 1 項では、総合設計制度を適用する場合の敷地面積は政令で定める規模以上とされているが、令第 136 条第 3 項ただし書きの規定において、特定行政庁の規則で別に定めることができるとされていることから、神奈川県では細則で用途地域ごとに敷地面積の規模を定めている。

このたび、田園住居地域内において総合設計制度を適用する場合の敷地面積の規模については、令第 136 条第 3 項の表において低層住居専用地域と同様の（一）項に追加されたことから、第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域と同様の規模とする。（第 22 条）

（2）その他

「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。（第 20 条見出し、第 1 号様式、第 1 号様式の 2、第 11 号様式、第 13 号様式、第 14 号様式）

様式の誤字修正を行う。（第 4 号様式の 4）

3 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日（都市緑地法等の一部を改正する法律の施行期日）